

船橋市会計年度任用職員の健康診断に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に勤務する会計年度任用職員の健康診断に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「会計年度任用職員」とは、会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則（令和2年船橋市規則第37号）に規定する職員をいう。

(目的)

第3条 この要綱は、会計年度任用職員にあつては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項の規定により健康診断を通して生活習慣を改善し健康の保持増進を図ることを目的とする。

(健康診断を受診できる職員の範囲)

第4条 この要綱により健康診断を受診することができる会計年度任用職員は、全国健康保険協会の健康保険被保険者とする。

(健康診断の種類)

第5条 会計年度任用職員が受診することができる健康診断は、受診する年度の年齢が35歳未満の者にあつては市が職員を対象に実施する健康診断を、受診する年度の年齢が35歳以上の者にあつては全国健康保険協会が実施する一般健診（以下「一般健診」という。）もしくは市が職員を対象に実施する健康診断のいずれか市の指定するものとする。

(健康診断の費用負担)

第6条 前条に規定する健康診断に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、一般健診については、受診した会計年度任用職員（以下「本人」という。）が受診時に費用を負担し、受診後指定期日までに本人から別に定める様式により請求があつたときは、市は本人に対して受診した年度において一回に限り一般健診に要した費用を支払うものとする。

(健康診断の申込み)

第7条 健康診断を受診しようとする会計年度任用職員は、別に定める申込用紙により申込まなければならない。ただし、一般健診を受診しようとする職員については、全国健康保険協会が認めた者に限り受診できるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。